

第6部 - 第1 子どもの人権の尊重

基本的な考え方

昨今の子どもの健全育成を巡っては、児童虐待、いじめの問題など子どもの人権にかかわる深刻な問題が生じております。子どもの人権を尊重するためには家庭と学校、地域社会が共に手を携えて、専門機関と連携して問題解決を図っていくことが大切です。

子どもの人権に関する法制度等については、平成6年に「子どもの権利条約」が批准され、また、平成12年には深刻化する児童虐待に対応するべく「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されています。このような流れを受けて、市は子どもたちの健やかな成長をめざしたまちの目標である「三鷹子ども憲章(仮称)」を制定し、憲章の理念に沿った子ども施策を推進します。

いじめをなくす取り組みでは、学校と家庭、地域の連携により、いじめの未然防止と早期解決を図るなか、いじめ問題の根絶を図っています。また、すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、不登校をなくすための取り組みを進めており、不登校を理由とした長期欠席者は減少傾向にあります。

しかし、子どもや家庭をとりまく問題は、個別の関連機関だけでは解決困難な事例が増えており、これからの取り組み課題となっています。

今後は、関係機関や専門家との連携による子どもの相談に関する総合的なネットワークにより、児童虐待の早期発見、早期対応から家庭復帰後の見守りや課題を抱えた家庭への支援、養育家庭制度の拡大をめざします。

また、子どもたちを地域社会全体でくむ環境整備を進め、子どもの成長を支援するための施策の充実に努めます。子どもが自主性・創造性ととも社会性を養えるよう、地域での遊び場の確保や、地域社会と家庭、学校や保育園等との連携を図ります。

まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
いじめの発生件数	小学校12件 中学校14件	小学校0件 中学校3件	小学校9件 中学校10件	減少

市立小・中学校におけるいじめの発生件数をもとにした指標です。学校と家庭、地域の連携により、いじめの未然防止と早期解決をめざします。

(文部科学省「児童・生徒の問題行動等生活指導上の諸課題に関する調査」結果から)

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
「病気等」を理由としない長期欠席(30日以上)者数	小学校40人 中学校80人	小学校27人 中学校80人	小学校12人 中学校47人	減少

不登校の児童・生徒数をもとにした指標です。学校と家庭、地域の連携や、スクールカウンセラー、学習指導員、メンタルフレンド等を活用した対策等により、不登校の未然防止と不登校児童・生徒の学校への復帰をめざします。

(文部科学省「児童・生徒の問題行動等生活指導上の諸課題に関する調査」結果から)

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
子ども家庭支援センターの利用者数	42,011人	63,445人	72,228人	75,000人

子ども家庭支援センターに来館する延べ利用者数をもとにした指標です。子どもの人権を尊重し、子育て中の家庭を支援して、地域や家庭、学校や保育園とも連携しながら子ども・子育て支援を推進します。

施策・主要事業の体系

1 条例・計画等の整備

(1)「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進	「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進 「子どもの権利条約」の啓発・推進
(2)「次世代育成支援行動計画2010」の推進	「次世代育成支援行動計画2010」の推進

2 相談機能の充実

(1)子どもからの相談体制の充実	児童館等と総合教育相談窓口等との連携による児童青少年の相談事業の充実 児童青少年相談でのICT活用 子ども相談窓口機能の充実
(2)教育相談等の充実	総合教育相談窓口相談事業の充実 教育相談体制の拡充
(3)子育て相談事業の拡充	子育て相談事業の拡充 (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照)

3 虐待・いじめ・不登校等への対応

(1)虐待への対応と防止策の充実	産後早期の母子育児支援 (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照) 相談機能の強化と関係機関との連携
(2)いじめ・不登校への対応	不登校問題の抜本的解決への施策の検討 教育相談等の充実 家庭・学校・地域社会の連携 青少年対策各地区委員会等との連携
(3)地域の子育て力の向上	子ども家庭支援センター機能の強化 ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用 地域における子育てグループの育成
(4)子ども自身の力を高めるプログラムの普及	子ども自身の力を高めるプログラムの普及 (「第1部 - 第2 平和・人権施策の推進」参照)

4 学習援助と機会の保障

(1)教育支援が必要な児童・生徒への学習支援等の充実	学習指導員の派遣と学習援助の拡充 発達障がいに関する理解と適切な対応のための研修等の推進 教育支援学級の指導内容と交流教育の充実 一人ひとりに対応できる学習支援システムの確立 就学相談体制の充実
(2)海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実	海外帰国児童・生徒及び外国籍児童・生徒への学習援助の充実 (「第6部 - 第3 魅力ある教育の推進」参照) 多文化理解教育(国際理解教育を含む)の実施 (「第1部 - 第1 国際化の推進」参照)

5 子どもの生活環境の整備と安全の確保

(1)子どもの居場所づくり	地域子どもクラブ事業の拡充 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) 学童保育所・地域子どもクラブ等との連携 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照) 遊び場ひろば(プレイパーク)の整備の推進 (「第3部 - 第2 緑と水の快適空間の創造」参照)
---------------	--

	児童館の充実 (「第6部 - 第2 子育て支援の充実」参照)
(2) 子どもの生活環境の向上	子どもの生活環境の向上と有害環境の改善
(3) 子どもの安全対策の強化	防犯ブザーの貸与
	安全安心・市民協働パトロールとの連携
	みたか子ども避難所の拡充 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	親子安心システムの構築 (「第3部 - 第3 2 安全安心のまちづくり」参照)
	学校における啓発事業の実施 (「第3部 - 第3 2 安全安心のまちづくり」参照)
	学校安全推進員(スクールエンジェルス)の配置や防犯カメラの設置等による学校の安全対策の充実 (「第6部 - 第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照)

6 推進体制の整備

(1) 子ども家庭支援ネットワークの推進	関係機関や専門家との連携強化による子どもと家庭の支援
(2) 家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進	家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進と人財育成
(3) NPO・民間団体等との連携方法の検討	NPO・民間団体等との交流・連携方法の検討

主要事業（示しています）

1 - (1) - 「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定と憲章に基づく子ども施策の推進

子どもたちが健やかに成長するためのまちの目標として、子ども自身の声を最大限に反映し、子どもたちが口ずさめるような、わかりやすく親しみやすい「三鷹子ども憲章(仮称)」を制定します。憲章の制定後は、その普及・啓発を図るとともに、憲章の理念に沿った子ども施策を推進します。

(市・市民・関係機関・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
「三鷹子ども憲章(仮称)」の啓発・普及と憲章に基づく子ども施策の推進	制定	検討	制定	推進		→

1 - (2) - 「次世代育成支援行動計画2010」の推進

誰もが安心して教育・子育てができるやさしいまちづくりをめざして、次世代育成支援対策推進法による地域行動計画「次世代育成支援行動計画2010」に基づく施策を推進します。

(市・市民・関係団体・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
「次世代育成支援行動計画2010」の推進	推進	推進	推進			→

- 2 - (1) - 児童館等と総合教育相談窓口等との連携による児童青少年の相談事業の充実
- 2 - (1) - 児童青少年相談でのICT活用
- 2 - (1) - 子ども相談窓口機能の充実

子ども本人からのSOSや相談等を受けとめるための相談窓口機能として子ども家庭支援センターや児童館、および教育総合相談窓口等の関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。また、相談における効果的なICTの活用についても検討を進めます。

(市・市民・関係機関)

	計画期間(平成22年) の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
児童館等と総合教育相談窓口等との連携による児童青少年の相談事業の充実	充実	充実	充 実			→
子ども相談窓口機能の充実	充実	検討	検 討	実 施	充 実	→

- 2 - (2) - 総合教育相談窓口相談事業の充実
- 2 - (2) - 教育相談体制の拡充

平成18年度に設置した総合教育相談窓口において、さまざまな相談事業・派遣事業を連携統合して実施してきましたが、今後も専門性の高い教育相談員の確保・増員を図るとともに、各学校のスクールカウンセラーや教育支援コーディネーターとの連携を強化し、教育相談の開設時間を拡大します。

(市・都・関係機関)

	計画期間(平成22年) の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
総合教育相談窓口相談事業の充実	充実	総合教育相談 窓口設置	充 実			→
教育相談員の増員	推進			実 施	推 進	→

- 3 - (3) - 子ども家庭支援センター機能の強化
- 3 - (3) - ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用
- 3 - (3) - 地域における子育てグループの育成

子ども家庭支援センターすくすくひろば、のびのびひろばを、市の子育て支援拠点として機能を充実させます。また、ファミリー・サポート・センターの活用により、地域の子育て力の向上を図るとともに、出前型ひろば事業や育児講座などを展開しながら地域における子育てグループの育成を行います。

(市・市民・関係機関・NPO等)

	計画期間(平成22年) の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
子ども家庭支援センター機能の強化	拡充	継続				→
ファミリー・サポート・センター機能の充実と活用	継続	継続				→

5 - (3) - 防犯ブザーの貸与

5 - (3) - 安全安心・市民協働パトロールとの連携

子どもの安全を確保するため、小中学生を対象に防犯ブザーを貸与します。また、安全安心・市民協働パトロールと連携して、地域で子どもを守る体制づくりを推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体)

	計画期間(平成22年) の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
防犯ブザーの貸与	推進	実施	推進			▶
安全・安心市民協働パトロールとの連携	推進	実施	推進			▶

6 - (1) - 関係機関や専門家との連携強化による子どもと家庭の支援

子どもの人権を保障し、虐待の問題や、学校におけるいじめ等の問題に対応して、子どもと家庭を支援していくために、庁内の関係セクションの連携をさらに強化します。また、子ども家庭支援ネットワークを通し、児童相談所等の関係機関や専門家等を含めた、迅速な対応を行い、子どもと家庭を支援します。

(市・関係機関・NPO等)

	計画期間(平成22年) の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
関係機関や専門家との連携強化による子どもと家庭の支援	推進	推進	継続			▶

6 - (2) - 家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進と人財育成

庁内外のネットワークの中心となってよりよい対応をコーディネートする機能として、子ども家庭支援センターを中核とした家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)を推進するとともに、人財の増強と育成に努めます。

(市・市民・関係機関・NPO等)

	計画期間(平成22年) の目標	中期達成状況 (18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
家族単位での相談・支援体制(ファミリー・ソーシャルワーク)の推進と人財育成	推進	推進	継続			▶

新規・拡充事業(で示しています)

3 - (1) - 相談機能の強化と関係機関との連携

担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談機能を組織的に強化することにより、児童虐待の早期発見に努め、虐待の事実に対しては、関係機関との連携により迅速かつ適切な措置を図ります。

(市・関係機関)

6 - (3) - NPO・民間団体等との交流・連携方法の検討

児童虐待や不登校、学習障がいや障がい児教育等に関連するNPO、民間団体等の活動に対して、必要に応じて支援・連携を行うことを検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)